平成２５年（フ）第４１４号
新潟市中央区山二ツ２丁目８番18号
破産者　株式会社サン・ファミリー介護センター
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６３４１号
東京都中央区日本橋１丁目７番11号
破産者　株式会社ソフトキャピタル
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６３４２号
東京都調布市富士見町２丁目４―39
破産者　伊藤　成治
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１５９号
東京都八王子市南町４―２―101、開始決定時の住所東京都八王子市横山町10―７―1402　ディナック八王子
破産者　藤岡　　実
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２８０号
東京都八王子市南町５番８号
破産者　株式会社関東実技
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７５号
大阪府岸和田市包近町223番
破産者　有限会社えびす
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１４１号
盛岡市菜園１丁目３番６号
破産者　株式会社前田創作舎
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３９９号
埼玉県所沢市大字下富21番地
破産者　太陽運送有限会社
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５２２号
東京都墨田区亀沢４丁目16番13号
破産者　琥珀商事株式会社
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第９５４４号
埼玉県熊谷市太井2240―３
破産者　渡邊　　實
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９２号
東京都東村山市栄町１丁目25番地９メゾンブラン久米川302
破産者　川原　千絵
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１７０１号
名古屋市名東区猪高台２丁目113番地
破産者　株式会社奈多屋
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７６４号
名古屋市中村区稲上町２丁目78番地
破産者　株式会社テンケン
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２１１号
名古屋市中川区高畑１丁目７番地
破産者　有限会社ファブレス東海
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３８０号
京都市西京区松室地家町10番地８
破産者　有限会社工房嬉染居
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６１２０号
堺市美原区菅生1735番地
破産者　株式会社南大阪植物流通センター
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５７６号
大阪市淀川区西三国３丁目17番５号、商業登記簿上の本店所在地大阪府豊中市宮山町２丁目20番５号
破産者　株式会社Ｔ＆Ｆ
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７３号
神戸市東灘区御影中町１丁目10番12号エスエスコート御影10Ａ
破産者　有限会社パラマウント貿易
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９１２号
広島市南区東雲３丁目２番12号
破産者　株式会社コダマ
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５号
長崎県諫早市栄町２番15号
破産者　株式会社ニシムラ
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１６号
長崎県諫早市宇都町２番22号
破産者　ゼェムソーイング株式会社
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第９６号
北海道白老郡白老町北吉原477―６、商業登記簿上の本店所在地仙台市青葉区折立２丁目７番20―611号
破産者　辰和工業有限会社
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係